



平成 23 年 10 月 28 日

各 位

会 社 名 大王製紙株式会社
代表者名 取締役社長 佐光 正義
コード番号 3880 東証第一部
問合せ先 執行役員総務部長 林 賢二郎
TEL. 03-3271-1442

特別調査委員会からの報告を踏まえた当社の対応について

平成23年9月16日付「代表取締役の異動（辞任）に関するお知らせ」及び、9月21日付「特別調査委員会の設置のお知らせ」にて公表いたしましたとおり、当社連結子会社から元会長に対する貸付が判明したことから、構成メンバー5名のうち過半数を外部の調査委員（弁護士3名、社外監査役1名）とする「大王製紙株式会社元会長への貸付金問題に関する特別調査委員会」（以下「特別調査委員会」という。）を設置し、事実関係の把握、再発防止策等の検討を進めてまいりました。

なお、委員には社内の役員が含まれています。これは、特別調査委員会が、1か月半程度の短期間で、経営トップの不祥事を許した当社の体質を解明するという困難な課題に取り組むためには、正確な情報収集と膨大な資料の提供が必要と考えたためです。

昨日（10月27日）、特別調査委員会から報告書が当社に対して提出されました。当社は報告書を受け、以下のとおり今後の対応についてお知らせいたします。

株主、お取引先、投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

1. 特別調査委員会からの報告書受領までの経緯

平成23年9月7日に、連結子会社である赤平製紙から当社関連事業部宛に、「9

月2日に会長の個人口座に3億円を振り込んだ」とのメールを受け、社内調査を行ったところ、赤平製紙を含めて計7社の連結子会社が元会長個人へ貸付を行っており、約55億円の貸付残高があることが判明いたしました。この事実につきましては、平成23年9月16日に公表しております。

さらに、当社は同日（平成23年9月16日）付で外部専門家等により構成される特別調査委員会を発足させました。発足以降、特別調査委員会は13回開催され、平成23年10月27日に当社に対して報告書を提出しました。

特別調査委員会による調査の結果、上記の連結子会社7社のうち、3社からエリエール商工株式会社宛に貸し付けられた合計22億5,000万円については、同社に貸し付けられた直後にその全額が元会長個人の預金口座に振り込まれていたことが判明しました。特別調査委員会の調査報告書においては、このエリエール商工への貸付は、実態としては元会長が連結子会社3社からエリエール商工を経由して借り入れた迂回融資であると判断されています。

特別調査委員会による調査により最終的に確認された元会長への貸付けは、上記のエリエール商工を経由した貸付けを含めると、平成22年5月12日にエリエール商工あてに5億5,000万円が振り込まれたことを始めとして、平成23年9月6日までの間に合計26回にわたりなされ、その合計金額は106億8,000万円となります。このうち、47億5,000万円が弁済されています（うちエリエール商工に対する貸付けへの弁済は18億5,000万円）が、その内訳は現金での弁済が18億700万円、貸主である連結子会社が元会長から別の連結子会社及びファミリー企業株式を購入し、その代金を貸付残金に充てる方法による弁済が29億4,300万円となっています。その結果、現時点で当社が認識している貸付残高は59億3,000万円（うちエリエール商工に対する貸付残高4億円）となっております。ただし、当社は、今後、連結子会社が元会長から購入した株式の購入額の相当性を検討することとしており、その結果によっては元会長に対する貸付残高が変動する可能性があります。

2. 特別調査委員会による報告内容

報告内容は、添付の特別調査委員会の「調査報告書」をご覧ください。全文を公表させていただいております。

<特別調査委員会のメンバー5名>

委員長	<small>おくだいら</small> 奥平	<small>あきひこ</small> 哲彦	弁護士
委員	<small>かみばやし</small> 上林	<small>ひろし</small> 博	弁護士
委員	<small>やまざき</small> 山崎	<small>かつゆき</small> 克之	弁護士
委員	<small>おち</small> 越智	<small>としのり</small> 俊典	社外監査役
委員	<small>あだち</small> 阿達	<small>としひろ</small> 敏洋	当社常務取締役

3. 社内処分について

特別調査委員会の調査結果を踏まえ、以下のとおり社内処分を決定いたしました。

1) 取締役の辞任（平成 23 年 10 月 27 日付）

常務取締役
（経理、財務担当） 魚田 敏夫

2) 取締役の異動（平成 23 年 10 月 28 日付）

取締役
（特命担当 兼
関連事業担当） 井川 高博 （新役職）
担当なし

取締役 井川高博氏については、今回の不正貸付を早期に把握しながら、当社取締役会、監査役、及び経営トップへの報告など適切な対応を行わず、貸付けの増大を招いたことの責任を明確にするため、本日の取締役会において、取締役辞任の勧告が決議されましたが、本人が応諾しなかったため、本日付で特命担当兼関連事業担当を解任しました。

また、取締役 井川高博氏本人より、減俸の申し出があり、金額・期間については社長一任として決議されました。

3) 報酬の減額及び自主返上（平成23年10月報酬より実施）

代表取締役社長	減俸 50%	3ヶ月
専務取締役	減俸 30%	3ヶ月
常務取締役（1名）	減俸 30%	3ヶ月
常務取締役（2名）	減俸 10%	3ヶ月
取締役（1名）	減俸 30%	3ヶ月
取締役（2名）	減俸 20%	3ヶ月
取締役（3名）	減俸 10%	3ヶ月
常勤監査役（2名）	自主返上 10%	3ヶ月
社外監査役（3名）	自主返上 5%	3ヶ月

なお、監査役については、監査役報酬の自主返上の申し入れがあったものです。その他の当社及び関係会社の役職員につきましては、さらなる社内調査の結果を踏まえて判断いたします。

4) 顧問の解嘱（平成23年10月28日）

顧問 井川 高雄

3. 今後の対応

特別調査委員会からの報告書の提出を受け、本日、当社は上記の対応をしておりますが、引き続き以下の対応を行ってまいります。なお、以下の各対応につきましては、進展があり次第、適切に公表する予定です。

1) 再発防止策

特別調査委員会に調査を委嘱する一方で、当社は、二度とこのような不正行為を起こさないために、早急に社長を委員長とする「企業統治改革委員会」を立ち上げます。

企業統治改革委員会では、連結子会社に対するガバナンスの改革を始め、コンプライアンス体制・内部通報制度の見直し、監査方法の改善、社外取締役の選任、及び全社員の遵法精神を高めるための教育など、再発防止に向けた取り

組みについて議論を開始します。

具体的な再発防止策及びスケジュール等については、本年内を目処に報告いたします。

2) 回収及び使途解明に向けた努力の継続

本日現在、連結子会社7社からの貸付金のうち59億3,000万円（注1）が弁済されておりませんので、当社は、今後も、元会長に対して貸付金全額の弁済を求めてまいります。

なお、貸付金については全て無担保ではありますが、本件貸付発覚後、当社は元会長よりグループ企業12銘柄の株式、顧問より30銘柄の株式（時価純資産価額方式による評価として合計80億円余と主張されている）を預かっております。

また、貸付金の使途については、調査報告書にも記載されておりますとおり具体的には判明していません。当社は、連結子会社からの貸付金の使途の解明は不可欠と考えており、引き続き使途の解明に向けての努力を継続しますが、他方で、強制力のない調査には限界もありますので、当局による捜査に委ねることの必要性も感じております。今後、調査によって明らかになった事実関係を踏まえ、弁護士とも相談の上、告訴・告発の手続きをいたします。

（注1）当社は、今後、連結子会社が元会長から購入した株式の購入額の相当性を検討することとしており、その結果によっては元会長に対する貸付残高が変動する可能性があります。

3) 業績への影響

今回の事態が本年度第2四半期決算に与える影響については、現在、精査しております。また、今回の事態を受け、当社では、既に提出しております有価証券報告書及び四半期報告書に関しても、その記載内容の訂正の要否を検討しております。現時点における主な検討事項は以下のとおりです。

① 元会長の辞任に伴う連結子会社の範囲の変更

当社の連結子会社には、元顧問、元会長及びその親族、並びにそのファ

ミリー企業がその発行済株式の過半数を有しているものが多くあります。元会長が代表取締役を辞任したことなどを踏まえ、当社では、現在、連結範囲の変更の有無を確認しており、その結果によっては、本年度第2四半期以降、当社の連結子会社の範囲に変更が生じる可能性があり、財務諸表等に与える影響を確認中です。

また、上記のとおり、平成23年4月に連結子会社が元会長らのファミリー企業の株式を購入しておりますが、その時点以降において、当該ファミリー企業が当社の連結子会社又は関連会社に該当することになる可能性もあります。

なお、当該ファミリー企業について、当社の連結子会社または関連会社に該当することになった場合でも、会社規模が小さいため、財務諸表等に与える影響は小さいと考えております。

② 元会長に対する貸付に係る貸倒引当金の積立ての要否

当社は、元会長に対する貸付金全額の回収に全力を挙げますが、回収できない場合に備えて、本年度第2四半期において貸倒引当金積立ての要否を検討します。また、平成22年5月12日に行われた元会長に対する最初の貸付け以降の各決算期における貸倒引当金積立ての要否についても再検討しております。

③ 関連当事者との取引にかかる記載の訂正

当社は、平成23年3月期（第100期）の有価証券報告書において、関連当事者との取引として、エリエール商工に対する22億5,000万円の資金の貸付けを記載しております。この貸付けにつきましては、特別調査委員会において実態としては元会長に対する迂回融資であると判断されておりますので、その記載の訂正の要否を検討しております。

上記各事項につきましては、当社としても早急に事実を確認のうえ、速やかに検討結果を開示する予定です。

なお、前述した内容の確認には時間を要するため、本年11月4日に予定しておりました本年度第2四半期の決算発表につきましては、同月14日に延期いたします。

以 上